

山形県公報

平成26年3月4日(火) 第2525号

毎週火・金曜日発行

目	欠
---	---

				告	示							
昭和49年4月県告示領	第443号	(公共月	用水域	が該当す	よる水質汚濁に かんかん かんかん かんかん かんかん かんしん かんしん かんしん かんし	係る環境	竟基準の	の水域類	型の			
指定)の一部改正								(7	水大気	環境	竟課)	1
生活保護法による指定	定介護機	関の指	定					(健康	東福祉	止企區	画課)	
生活保護法による指定	定介護機	関の変	更の届	出				(F	司)	1
道路の区域の変更…									宁建設	2総計	务課)	1
県道の供用の開始							. (ſ	司)	
公共測量の終了の通知	旬								(用	地	課)	1
司									(同)	[
司									(同)	
				公	告							
大規模小売店舗の新記	役の届出	<u> </u>					· (商業	・まち	づくり) 振り	軋課)	[
二級建築士試験及び												
	, , , , ,	C _ F 10		-					(/ = /		_19117	
				<u> </u>	_							
県告示第182号 和49年4月県告示第4 に改正する。	143号(2	公共用		該当する	示 る水質汚濁に係		基準の	水域類型	型の指	旨定)	の-	一部を
	143号(公共用			- る水質汚濁に係	<u></u> 《る環境			型の指			
和49年4月県告示第4 に改正する。	443号(4	公共用			- る水質汚濁に係		基準の	水域類型 村	型の指		の- 栄	一部を
和49年4月県告示第4 に改正する。	143号(: C	公共用が		該当する	- る水質汚濁に係	<u></u> 《る環境						
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日		公共用が	<u>-</u> -	該当する	- る水質汚濁に係 山形り	 《る環境 	吉	村				
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域)		公共用が	<u>-</u> -	該当する	- る水質汚濁に係 山形り	 《る環境 	吉	村				
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 県告示第183号	С	<i>/</i> \	水域が を	該当する	る水質汚濁に係 山形り 田川(全域)	送る環境 県知事 B	古イ	村に改さ	める 。 	美	栄	子
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 県告示第183号 活保護法(昭和25年)	C 法律第14	八 (44号) 第	水域が を 第54条	該当する 新井田の 2第	る水質汚濁に係 山形り 田川(全域) 1 項(中国残留	表る環境 製知事 B 別邦人等	古イの円滑	村 に改さ な帰国 <i>0</i>	める。 D促進	美	栄が永信	子
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 場告示第183号 活保護法(昭和25年) の支援に関する法律	C 法律第14 (平成 6	ハ 44号) 〔 年法律	水域が を 第54条 第30号	i 該当す 新井田 の 2 第 h) 第14	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規類	表の環境 表知事 B B B B B B E E C より	古イの円滑	村 に改さ な帰国 <i>0</i>	める。 D促進	美	栄が永信	子
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 県告示第183号 活保護法(昭和25年) の支援に関する法律 場合を含む。)の規定	C 法律第14 (平成 6	ハ 44号) 〔 年法律	水域が を 第54条 第30号	i 該当す 新井田 の 2 第 h) 第14	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規類	表の環境 表知事 B B B B B B E E C より	古イの円滑	村 に改さ な帰国 <i>0</i>	める。 D促進	美	栄が永信	子
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 場告示第183号 活保護法(昭和25年) の支援に関する法律	C 法律第14 (平成 6	ハ 44号) 〔 年法律	水域が を 第54条 第30号	i 該当す 新井田 の 2 第 h) 第14	る水質汚濁に係 山形り 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 ひとおり指定し	そる環境 県知事 B ア邦人等 により た。	古イの円滑生活保	村に改さな帰国の	める。 D促進	美	栄 ぶ永住 こよる	子 生帰国
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 県告示第183号 活保護法(昭和25年) の支援に関する法律 場合を含む。)の規定	C 法律第14 (平成 6	ハ 44号) 〔 年法律	水域が を 第54条 第30号	i 該当す 新井田 の 2 第 h) 第14	る水質汚濁に係 山形り 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 ひとおり指定し	表の環境 表知事 B B B B B B E E C より	古イの円滑	村 に改さ な帰国 <i>0</i>	める。 D促進	美	栄が永信	子 生帰国
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 県告示第183号 活保護法(昭和25年) の支援に関する法律 場合を含む。)の規定 平成26年3月4日	C 法律第1- (平成6	ハ 44号) 年法律 指定分 施設	水域が を 第54条 第30号 介護機 と 又は	· 該当すっ 新井田 の2第14 の2第14 実施	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 ひとおり指定し 山形リ	スの環境 製知事 B おおした。 おおいた。	吉 イ の円滑保	村に改きな帰国の対	める。 D促進	美色及び	栄 ** ** ** ** ** **	子生帰国と
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 県告示第183号 活保護法(昭和25年) の支援に関する法律 場合を含む。)の規定	C 法律第1- (平成6	ハ 44号) 年法律 指定分 施設	水域が を 第54条 第30号 介護機	· 該当すっ 新井田 の2第14 の2第14 実施	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 ひとおり指定し 山形リ	そる環境 県知事 B ア邦人等 により た。	吉 イ の円滑保	村に改きな帰国の対	める。 D促進	美色及び	栄 ぶ永住 こよる	子生帰国と
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 県告示第183号 活保護法(昭和25年) の支援に関する法律 場合を含む。)の規定 平成26年3月4日 指定介護機関の名	C 法律第14 (平成 6 により、	ハ 44号) 年法律 指定が 施する	水域が を 第54条 第30号 介護機 と 又は	該当する 新井田 の 2 第 14 の 実種 大	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 ひとおり指定し 山形リ 指定が	A	吉 イ の円活保 吉 の所在	村に改きな帰国の対	める。 D促進	美	栄 ボ ボ よ そ 一 定 一	子 注解と 子 月
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 	C 生律第14 (平成 6 により、	ハ 44号) 44号) 44号) 4 4 4 4 4 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	*** ** ** ** ** ** ** *	・ 該当 新井田 のり 関を 実種 支 が	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 ひとおり指定し 山形リ	A	吉 イ の円活保 吉 の所在	村に改きな帰国の対	める。 D促進	美	栄 ボ ボ よ そ 一 定 一	子生帰国と
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 	C 生律第14 (平成 6 により、	ハ 44号) 44年指 施す 居 通	*** ** ** ** ** ** ** *	· 数 新井 の 分 実種 支 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 かとおり指定し 山形リ 指定が 東根市中島通	スの環境 は、スのでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	吉 イ の円滑 生活保 吉 の所在 目 25号	村に改きな帰国の対	める。 D促進	美人及例的美一指一平二	栄 ボ ボ よ そ 一 定 一	子
和49年4月県告示第4 に改正する。 平成26年3月4日 新井田川(全域) 	C 生律第14 (平成 6 により、	ハ 44号) 44年指 施す 居 通	*** ** ** ** ** ** ** *	· 数 新井 の 分 実種 支 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大	る水質汚濁に係 山形リ 田川(全域) 1項(中国残留 条第4項の規定 ひとおり指定し 山形リ 指定が	スの環境 は、スのでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	吉 イ の円滑 生活保 吉 の所在 目 25号	村に改きな帰国の対	める。 D促進	美	栄 ボ ボ よ そ 一 定 一	子 注解と 子 月

イエロー・グリーン薬局 あ こや町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	山形市あこや町三丁目12番14号	同	2. 3
訪問介護事業所 すまいる	訪問介護	新庄市大字萩野字赤坂172番地	同	2. 12

山形県告示第184号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 山形県高齢者福祉生活協同組合米沢地域福祉事業所「まごころ」 米沢市舘山一丁目1番19号
 - (2) 届出の内容

指定介護機	関の所在地	変更年月日					
変更前	変 更 前 変 更 後						
米沢市直江町9番3号	米沢市舘山一丁目1番19号	平成22. 12. 27					

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 株式会社サン十字 デイサービス 米沢市桜木町1番64号
 - (2) 届出の内容

指定介護権	幾関の名称	変更年月日
変 更 前	変更後	发 发牛月日
デイサービス ことばの泉	株式会社サン十字 デイサービス	平成25. 10. 14

指定介護機	関の所在地	変更年月日
変更前	发史十月日 	
米沢市窪田町窪田1236番地5	米沢市桜木町1番64号	平成25. 10. 14

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地 瑞穂の郷 デイサービスセンター本館 鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1
 - (2) 届出の内容

指定介護核	変更年月日	
変更前	変更後	发史十月日
指定通所介護事業所 瑞穂の郷	瑞穂の郷 デイサービスセンター本館	平成26. 1. 1

4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

グループホームひより

酒田市京田二丁目69番地の7

(2) 届出の内容

指定介護機	変更年月日					
変 更 前	変 更 前 変 更 後					
酒田市船場町一丁目7番30号	酒田市京田二丁目69番地の7	平成26. 1.18				

山形県告示第185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

	区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市漆	山字上鴨ケ岡3806番13から 字矢ノ沢口西2471番3まで		旧	8.5 メートル く 4.6	メートル
	同	上	新	8.5 メートル く 4.6	同上
	同	Ł	ऋं	9. 0 メートル く 4. 0	メートル 126

山形県告示第186号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月4日から同月17日まで縦覧に供する。 平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山字上鴨ケ岡3806番13から

同 字矢ノ沢口西2471番3まで

3 供用開始の期日 平成26年3月4日

山形県告示第187号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市田麦俣地域

西村山郡西川町志津地域

2 公共測量を実施した期間

平成25年8月30日から平成26年1月27日まで

3 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量、0.5mグリッドデータ)

山形県告示第188号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 公共測量を実施した地域

東田川郡庄内町、最上郡大蔵村地域

2 公共測量を実施した期間

平成25年6月19日から平成26年2月14日まで

3 作業の種類

公共測量 (航空レーザ)

山形県告示第189号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
 - 最上郡戸沢村地域(角川流域)
- 2 公共測量を実施した期間

平成25年9月24日から平成26年2月14日まで

3 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量、1mグリッドデータ)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 山形市役所において平成26年7月4日まで縦覧に供する。

平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん桜田南店

山形市桜田南2番2号外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号

代表取締役 二藤部洋

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 平成26年10月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,847平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 89台
 - (2) 駐輪場の収容台数 56台
 - (3) 荷さばき施設の面積 85平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 31立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前9時
 - 口 閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時まで
- 7 届出年月日

平成26年2月19日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年7月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)が次のとおり実施する。 平成26年3月4日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 試験の日時及び場所

	区			分		日	時	場	所
_		級	学	科	0)	平成26年7月6日(日)	山形市緑町一丁目	5番12号
建	築	北	試		験	午前10時から午後5日	時10分まで	山形県立山形工業	高等学校
試	采	験	設	計 製	図	平成26年9月14日 (目)	同	L
即人		欧	の	試	験	午前11時から午後4日	時まで	lh1	<u> </u>
木		造	学	科	0)	平成26年7月27日 (目)	同	L
建	築	土	試		験	午前10時から午後5日	時10分まで	lh1	<u> </u>
試	彩	験	設	計 製	図	平成26年10月12日(日)	同	L
BT		冰火	0	試	験	午前11時から午後4日	時まで	l 1 1	Т-

2 受験申込手続

- (1) 書面による受験申込
 - イ 受付場所における受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申し込むこと。

受	付	期	間	場	所			
平成26年4月1	0日 (木) か	ら同月14	日(月)まで	山形市城北町一丁目12看	香 26号			
(各日とも午前10時から午後5時まで)				一般社団法人山形県建築士会				
平成26年4月1	0日 (木)			東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8				
(午前10時から午後5時まで)				出羽商工会三川支所内の受付場所				

ロ 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り、郵送により受験を申し込むことができる。その場合は、平成26年3月17日(月)から同月31日(月)までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都中央区京橋二丁目14番1号 公益財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

- (イ) 二級建築士試験を受験する場合にあっては、過去に二級建築士試験を受験したことがある者で、当該二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの
- (n) 木造建築士試験を受験する場合にあっては、過去に木造建築士試験を受験したことがある者で、当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができるもの
- (n) 離島等のため受付場所における受験申込ができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付することができるもの

(2) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申し込むことができる。その場合は、平成26年3月24日(月)午前10時から同月31日(月)午後4時までの間にセンターのホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課(電話023(630)2643)又は一般社団法人山形県建築士会(電話023(643)4568)に問い合わせること。